

平成 27 年度

川本町社会福祉協議会事業計画

1. 基本方針

生活困窮者自立支援法が 27 年 4 月より施行され、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し自立相談支援事業の実施、住居確保給付金その他の支援を行うための所要の措置を講じたものであります。他市町村では社会福祉協議会がこの事業を受託し行っているところもありますが、当町においては行政の地域包括支援センターで対応することになっており、当社会福祉協議会としては行政と連絡を取りながら支援していきたいと思っております。

さて、住民が求める社会福祉協議会に対するニーズは、年々高度化・多様化してきており、より質の高いサービスの提供が求められています。そのような中、社会福祉法では福祉サービスを利用者本位の制度に改めるとともに、地域福祉計画の策定等を内容とした「総合的な地域福祉の推進」を制度改革の大きな目標として掲げています。とともに「地域における社会福祉（地域福祉）の推進を図ること」が明記されています。

そのことを踏まえ、27 年度においても「川本町地域福祉計画」（川本町策定）に沿った「川本町社会福祉協議会地域福祉活動・社協強化計画（以下「川本町社会福祉協議会地域福祉活動計画）」（平成 22 年 9 月策定）に基づき、きめ細やかな福祉サービスの提供に努めて参ります。

川本町社会福祉協議会は、「川本町第五次総合計画」及び「川本町地域包括支援センター」の計画により、地域福祉型社会の構築に向けての主導的な役割が求められており、その柱の一つが利用者本位の福祉サービスの適切な利用支援です。特に判断能力の不十分な方が福祉サービスの利用や日常的な事柄（預貯金の引き出しや支払い等）を行れる場合の支援については、日常生活自立支援事業の周知・定着も必要ですが、民生児童委員・福祉活動協力員などのサポートによる地域の取り組みも大切です。

昨今、ミニデイサービスなどの取り組みを通して地域住民のボランティアに対する関心が高まる中で、このような活動や団体を積極的に支援し、介護予防や生活・子育て支援につなげてまいります。

いずれにしても、平成 27 年度も社会福祉協議会の存在意義をより高めるため、各種サービスの品質向上を図るとともに、昨年 10 月より開設しましたホームページを活用し、広報活動等強力に進め利用支援を図ってまいります。

平成 27 年 3 月 24 日
川本町社会福祉協議会
会 長 三上 能人

2. 重点目標並びに主な事業内容

地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤として解決につなげるため、地域住民、民生児童委員、福祉施設、専門機関、行政など幅広い共同・連携の場づくりや仕組みづくりを行い、その解決や予防に向けて取り組みます。このことを達成するには、まずアウトリーチの徹底、地域のつながりの再構築、そして行政とのパートナーシップである。

以上のような目標達成のため、昨年と引き続き町の「まげなネット」利用また、当社協のホームページ等広報活動を積極的に活用しながら、以下のことについて重点的に取り組みます。

～重点目標～

- ①福祉講演会や各種研修会の開催により、人材の養成に取り組みます。
- ②公民館等との連携により、活動拠点の確保を図ります。
- ③地域福祉活動財源の継続的な確保を図ります。
- ④福祉について理解を深めるための働きかけや担い手の掘り起こしを行います。
- ⑤住民座談会やふれあいサロン、悠湯プラザ通所事業等を介して、地域の人たちが抱える様々な福祉問題（福祉ニーズ）の発見に努めます。
- ⑥地域の様々な団体やグループの活動を活かし、互いに協力しあえる仲介役となります。
- ⑦生活問題を地域の活動や専門機関に結びつけるための仲介役となります。
- ⑧社協事業や情報の提供を行います。
- ⑨定期的な見守り活動や地域での主体的な活動を支援します。
- ⑩高齢者サロンや子育てサロン（愛称：ひだまりサロン）などふれあいの場づくりを支援します。
- ⑪防犯、防災活動について民生児童委員等との連携を図ります。
- ⑫悪質商法等の被害を未然に防ぐため、講演会等を開催します。
- ⑬福祉教育に取り組みます。
- ⑭ボランティアセンターの機能強化を図ります。
- ⑮制度の狭間に対応する支援と地域に埋もれがちな人への支援を行います。
- ⑯子育て支援では、小学校の子供の居場所利用がますます多くなり、円滑な運営を行い子育てをサポートします。

具体的には以下のとおりです。

(1) 地域福祉活動への住民参加の促進

小地域福祉活動の推進

①人材の養成

- ボランティア連絡会構成団体や民生児童委員、そして住民参加の福祉の中核を担う福祉活動協力員や一般町民を対象とした福祉講演会等を開催します。
- 川本町も健康づくり事業に重点を置いていることから、従来同様、大田圏域健康長寿しまね推進会議等との連携を密にし、老人クラブ活動等（ウォーキング事業等：昨年は行事等が重なりぐるっと三瓶くにびきウォーク不参加）をとおして地域での健康づくり指導者の養成を図ります。
- 振り込め詐欺やリフォーム詐欺、訪問販売被害を未然に防止するためにも、福祉活動協力員や自治会長、民生児童委員や老人クラブ連合会等に呼びかけ”だまされない”ための講演会を開催します。要請があれば、ミニデイサービスの会場にも伺います。（川本警察署に依頼）

②活動拠点の確保

◎指定管理者制度下における施設利用の充実

(ア) すこやかセンター（川本町地域福祉センター・保健センター）

福祉講演会の開催や各種団体（民生児童委員協議会、人材センター、老人クラブ連合会、ひまわり会等）の総会、老人クラブ文化展等の催し会場として使用。

○施設の有効活用を図る観点から

- ・ 毎月第2月曜日＝ひとり暮らしの会
- ・ 毎月第1・3月曜日＝体力づくり、運動指導事業（健康運動実践指導者・しまねコーチズ）
- ・ 各種団体総会、チャリティー等の開催

(イ) 介護予防拠点施設（悠湯プラザ）

元気老人通所事業や創作活動等サークル活動に使用。

○元気老人通所事業・登録制

- ・ 健康チェック
- ・ レクリエーション（ゲーム他）
- ・ 入浴・食事
- ・ 健康づくり講演会他

○サークル活動

- ・ 体操クラブ
- ・ 古布手作りの会
- ・ 手工芸教室



- ・俳句の会（五七五の会）
- ・パソコン教室（すこやかセンターで）
- ・書道教室
- プラザ地域支援事業
 - 町保健師、健康運動実践指導者等と連携して通所高齢者の心身の機能低下を予防し、生活改善に結びつけます。

③財源の確保

孤独死の問題や災害時要援護者への対応など、社協を取り巻く地域福祉の問題は一層顕在化しています。そのため、公的な委託金や補助金に加えて各地域において地域福祉活動の経費を賄う民間資金を継続的に確保して行くことが不可欠です。地域における民間福祉活動資金を確保するための手段として共同募金活動はきわめて重要ですが、地域福祉ニーズの一層の顕在化・多様化にもかかわらず募金額は平成7年をピークに減少の一途をたどっています。今後地域福祉を展望すると社協会費はもとより共同募金の重要性は一層高まることから、地域住民に募金の意義、用途等を積極的にお知らせをし、募金額の維持・向上に努めます。

※社協会費：6月末まで

※共同募金：10月1日～12月31日

※音楽芸能祭への協力、チャリティーゴルフ・グランドゴルフ等の開催

④各種支援体制の推進

- ・ふれあいサロンへの参画
- ・住民座談会への参加（要請に応じて）
- ・しまねいきいきファンド助成事業の利用促進
- ・川本町老人クラブ連合会、民生児童委員協議会等関係団体への活動支援
- ・定期的な見守り活動やふれあいサロン等地域での主体的な活動を支援
- ・子育てサロン（愛称：ひだまりサロン）の開設

⑤福祉啓発とマンパワーの掘り起こし

民生児童委員や福祉活動協力員、一般町民等に呼びかけ講演会や研修会を開催します。県社協等開催の講演会や研修会へも積極的に参加します。

⑥福祉ニーズの発掘

要請により、座談会の開催を行うほか、ボランティアによる配食や民生児童委員等の見守り活動からニーズの発掘を行います。特に近年振り込め詐欺やリフォーム詐欺等の被害が頻発していることから、講演会等の開催により被害の未然防止にも努めます。

⑦地域の様々な団体・グループの活動支援

高齢化等により、近隣との交流が疎遠になりつつあることから生産活動

等通じて交流することが望ましい。このことから、助成事業を活かして高齢者を中心とした活動を支援します。

～期待できる効果～

- ・高齢者の生きがいと健康づくり
- ・遊休農地や荒廃山林の有効活用
- ・地域住民どうしの交流の場の創設
- ・高齢者の副収入他

⑧地域福祉活動計画等福祉問題を解決するための計画づくり

27年度も行政の地域福祉計画と一体的に計画づくりを進めます。

⑨他機関との連携

生活問題を地域の活動や専門機関に結びつけるための仲介役となります。福祉関係機関・団体との定期的な情報交換：地域ケア会議に参加等

⑩社協事業や情報の提供

当社協のホームページや町の告知放送「まげなネットテレビ」、また、社協だより等で情報の提供を行います。

⑪防災、防犯活動

防犯、防災活動について警察署や町の防災計画に沿い、また、民生児童委員等との連携を図ります。

見守り活動を行います。

⑫悪質商法等の被害防止

振り込め詐欺やリフォーム詐欺などの被害を未然に防止するため、被害防止のための講演会等開催し、被害の未然防止に努めます。

⑬地域福祉活動推進のための適正な資金援助

財源としては、共同募金配分金を充てます。平成7年をピークに募金額が減少していることから募金額の維持・向上のためのイベント（チャリティーゴルフ）等開始します。これにより、適正な配分を行います。

ボランティア基盤の強化

①ボランティアセンターの基盤強化

「すこやかセンター（社協）」を拠点に町内のボランティア団体（ボランティア連絡会：有償・無償8団体）との連絡調整と研修会への参加を要請し、ボランティア気運の醸成に努めます。

②ボランティアへの援助機能の強化

ボランティアを求める個人や団体からの情報提供を人材センター、

ヘルプひまわり会、ボランティア会等に行き、派遣・斡旋を行います。

◎活動の一例

○ヘルプひまわり会＝入所施設における様々なボランティア活動を行うほか、日頃は元気な高齢者等が風邪などで急に家事が出来なくなった場合等に本人からの要請があれば有償にて買い物や調理などの家事援助を行います。・介護保険適用外

○ボランティア会

- ・ふくろうの森・あさぎり施設ボランティア（毎月1回）：話し相手ボランティア
- ・小学校登校時見守り活動（毎月1回）

福祉教育の推進

①地域における福祉教育の推進

福祉活動協力員、民生児童委員、地域ボランティア、老人クラブ連合会等を対象に福祉講演会等開催し、これを介して福祉意識の浸透を図ります。

②福祉教育推進体制

○学校放課後等の居場所支援

○教育現場との連携

今年度好評でした「社協こども祭り」を次年度も開催開催します。

当事者の会の組織化・支援活動の推進

①当事者の会の組織化・支援活動の推進

ア) 家族介護者の集い（日帰り旅行等）→毎年2回程度開催

イ) 家族介護教室（年3回実施予定）

②ひとり暮らしの会→毎月1回程度開催（毎月第2月曜日）

当事者主導にて話し合いの結果以下に決定

4月	手工芸:羊毛キルト	10月	お休み
5月	いちご狩り（三次市）	11月	入湯:神楽門前湯治村
6月	茶話会	12月	忘年会・次年度計画
7月	手工芸:羊毛キルト	1月	お休み
8月	お休み	2月	次年度計画確認
9月	茶話会	3月	茶話会

(2) 地域福祉関係機関・団体とのネットワーク化と連携・協働体制

地域福祉関係機関・団体間のネットワーク体制の確立

① 地域福祉関係機関・団体間のネットワーク体制の確立

介護保険制度等の公的サービスと安否確認などの地域住民の活動が相まって、地域の多様な問題に対処できることから、福祉施設、行政、社協等福祉関係機関・団体で月1回のケース検討会議を開催し、情報交換を行います。情報交換をもとに個々のケースに最適な福祉サービスに繋がります。

(3) 総合相談、情報提供体制及びサービス利用者支援体制の整備



ひとり暮らしの会（町健康福祉課説明会と施設説明会）

総合相談・情報提供体制の整備

① 総合相談体制の整備

◎ 常設相談所

- ・ 開設日＝原則毎週月曜日～金曜日
- ・ 時間＝午後8時30分～午後5時まで
- ・ 場所＝社協相談室（すこやかセンター）

法律相談、司法書士・行政書士相談会等各種相談会が実施され、心配ごと相談数がめっきり少なくなったため、この常設相談所を心配ごと相談の受付を行い、各専門員等へお繋ぎいたします。

人権擁護委員・民生児童委員・行政等

◎ その他

- ・ 他機関・団体が行う法律相談や人権相談、心の健康相談についても町告知端末等により情報提供を行います。
- ・ 人権相談日年4回（13時～16時）

- ・法律相談会（月1回）
- ・行政書士相談会（年1回）
- ・司法書士相談会（年1回）
- ・障がい相談会（月1回）
- ・こころの健康相談会（年3回）

②情報提供体制の整備

- ・3ヶ月に1回の機関紙（社協だより）の発行
- ・ホームページを活用したタイムリーな情報提供
- ・情報公開制度の住民への周知
- ・催しもの等の開催案内は、社協機関紙、町告知放送等でその都度住民（会員）に周知します。

福祉サービス利用者支援体制の整備

①福祉サービス利用援助事業の推進

日常生活自立支援事業の専門員を1名配し、日常的金銭管理サービスや福祉サービスの利用援助等の支援を行うほか、苦情解決窓口を社協に設け、苦情解決責任者・苦情受け付け担当者、第3者委員を配置して対応します。日常生活自立支援事業の利用条件としては、判断能力が残存していることも勿論ですが、契約内容について本人の理解が得られることが問われます。

日常生活自立支援事業のサービス内容

- ア) 福祉サービスの利用援助
- イ) 日常的金銭管理サービス
- ウ) 書類等の預かりサービス

※参考（平成27年2月末現在：累計）

区 域	相談件数	契約件数	実利用件数
川本町	1, 5 4 6	2 4	1 3

福祉サービスの質の向上

①福祉サービスの質の向上

現時点では、本会の行っている介護予防事業等の福祉サービスに対する苦情はありませんが研修会等へ積極的に参加し、職員の資質向上に努めます。

②個人情報保護の遵守

個人情報とは、「生存する個人に関する情報（死者に関する情報は法でいう個人情報には当たりませんが、たとえば死者に遺伝性の疾患があった場合等、死者に関する情報が同時に生存する個人の情報にもなる場合には、個人情報として扱われます。）であって、当該情報に含まれる

氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」(個人情報保護法第2条)とされており、具体的には氏名、性別、生年月日等個人を識別する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書き等の属性について、事実、判断、評価を表す全ての情報が含まれ、文字情報のみならず映像、音声による情報も含まれるとされています。

しかしながら、社会福祉協議会が活動を展開するうえで、個人情報のやりとりは欠かせないものであり、サービス利用者に適切なサービスを提供するうえでも、必要不可欠なものといえます。

個人情報はまさしくプライバシーそのものであり、プライバシーの権利は一端侵害されると回復することが困難であることから、これらの権利を保護しながら個人情報を適正に取り扱います。

(4) 在宅福祉サービスの開発・推進機能の強化

高齢者支援の推進

介護予防・生活支援事業

① 要援護老人対策の推進

ア) 元気老人の緊急時支援

- ・ヘルプひまわり会に要請
- ・買い物や調理等の家事援助
- ・有償(1,000円/H)

イ) 体力づくり運動指導事業

- ・毎月第1、第3月曜日
- ・健康運動実践指導者
- ・場所～すこやかセンター
- ・しまねコーチズ

(5) 地域福祉サービスの開発・推進機能の強化

ア) 福祉用具の貸与～ベット、車いす等緊急・短期間(原則3ヶ月以内)

イ) 見守り安心ネットワーク

- ・対象者～町内に在住する要援護独居高齢者
- ・内容～地域住民を主体とした見守り活動
- ・一斉訪問日(原則以下の通り:変更有り)
 - 5月12日 民生委員の日(町長訪問日)
 - 7月23日 文の日
 - 11月9日 消防の日

- 1月 8日 110番の日
3月25日 電気記念日
・お元気ですかハガキの発送



島根中央高校生による暑中見舞い

ウ) ひとり暮らしの会

ひとり暮らしの者に会食会や日帰り遠足等通じて親睦の機会を提供し、孤独感の解消や安否確認を図る。

介護予防・いきがい活動支援事業

①介護予防教室

- ア) 介護講習会→年3回程度開催予定
イ) 転倒骨折予防教室→音戯館プールで開催
・実施期間等～5月から10月の半年間の毎月2回



転倒骨折予防教室

②高齢者食生活改善事業

- ア) 簡単料理教室→ミニデイで開催
イ) 男の簡単料理教室→すこやかセンター、公民館単位で開催



男の料理教室（川本地区）



男の料理教室（西地区）



男の料理教室（北地区）

③介護予防生活支援事業（介護予防拠点施設悠湯プラザ通所）

平成18年4月1日からは、地方自治法の改正により、本会が指定管理者となり、指定管理者制度下で経営・管理しています。

- ・実施日～原則祝休日、年末年始を除く毎週火曜日から金曜日
- ・社協マイクロバス等で送迎します

ア、悠湯プラザ施設の維持管理運営計画

- (1) 消防設備、浄化槽、建物清掃については、従来どおり業者委託で行います。

又、施設内の障子の貼り替え等は有志の皆様、サークル活動グループのボランティア活動により行います。

イ、運営計画

- (1) 介護予防生活支援事業

登録制により地域を定め、ローテーションにより社協マイクロバスで送迎します。参加者の出欠確認については福祉活動協力員さんの協力を得ます。出欠の確認には安否確認の役割も兼ねます。送迎は人材センターにお願いします。

- (2) 趣味・創作活動

登録制により、曜日を定めて利用の促進を図ります。

- ・古布の会：毎週水曜日
- ・五七五（いなご）の会：毎月第1金曜日
- ・手工芸クラブ：毎月第2・第3火曜日
- ・パソコンクラブ：毎週火曜日
- ・健康体操：毎週金曜日
- ・書道教室：毎月第2・第4木曜日



パソコン教室

- ④ふれあいサロン（ミニデイサービス：各地域の集会所等利用：自治会主導型→傷害保険は実施主体である各自治会で加入）

ア）事業内容

- ・ 転倒骨折予防教室→健康運動実践指導者
- ・ 健康づくり事業
- ・ 簡単料理教室

イ）対象者

概ね60歳以上の在宅高齢者全て

ウ）開催場所（自治会館等使用）

- ⑤家族介護者交流事業（元気回復事業）

在宅介護者に対しての介護技術の習得や介護疲れからの一時的な解放、介護者同士の交流などを目的として年2回程度開催します。

障がい者支援の推進

- ①日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

ア）福祉サービスの利用援助

イ）日常的金銭管理サービス

ウ）書類等の預かりサービス

- ②障がい者等に対する歳末配分事業

配分対象者

- （1）知的障がい者（療育手帳保持者）、重度身体障がい者・児（1級又は2級）で在宅更生中の者
- （2）満75歳以上の独居高齢者（経過措置有）＝年越しそば予定
- （3）その他、特別な事情により特に援護を必要とする者

児童健全育成・子育て支援の推進

①児童健全育成

ア) 社協わんぱく子ども祭り



昨年実施した第2回わんぱく子どもまつり

イ) あいさつ運動→原則毎月5日

ウ) 課外活動一泊研修支援～町内小学校5年生全員

②子育て支援

ア) 子育てサロン(愛称:ひだまりサロン)

- ・開催日=毎月最終日曜日
- ・時間=午前10時～正午まで
- ・開催場所=すこやかセンター

平成16年7月から毎月最終日曜日に子育てサロン(愛称:ひだまりサロン)を開設し、親同士が気軽に交流でき、相談し合える場を設けています。

これには、民生児童委員他多くのボランティアが参画していることから、昔の子育ての経験などを踏まえた相談にもものっていただけることなどが期待されます。

イ) 子育てサポートセンターの受託

子どもの学習活動及び子育て家庭の支援を図るため、教育委員会と連携を密にし、その指導助言を受けながら下記の事業を行います。

(1) 子どもの体験活動の支援



ア、体験活動の実施

ふるさとの自然・伝統文化・スポーツ・食育・学習など、子ども達が楽しみながら学べる活動、地域の「ひと・もの・こと」とふれあう体験活動を実施します。

イ、子どもの学習支援

子どもの活動支援ボランティアバンクを整備します。→子育てサロンとの連携。また、当該ボランティアバンクを活用しての学習活動や体験活動と地域のコーディネート。

(2) 子育て家庭の支援に関する業務

ア、相談受付

保護者や子どもの支援者等からの子育てや発達等の子どもの全般に関する相談の受付を行い、関係機関への橋渡しを行います。

イ、子育てに関する情報提供

町内外の子どもや子育てに関する情報提供を行います。月1回以上の機関紙の発行を行います。また、管内・図書館への掲示を行います。

ウ、居場所の設置及び運営

在宅児家庭への遊び場の提供を行います。又、小学校の放課後及び長期休暇中の居場所の提供を行います。



その他の分野

① 各種団体事務局

ア) 日赤川本町分区事務

- ・ 家庭看護講習会
- ・ 幼児安全法
- ・ 救急法
- ・ 水上安全法
- ・ 雪上安全法
- ・ 災害時支援外
- ・ 日赤社資目標額

	一般社費	法人社資	合計
目標額	939,800	20,000	959,800

イ) 民生児童委員協議会事務局

ウ) 島根県共同募金会川本町共同募金委員会

②協力団体事務局

ア) 川本町老人クラブ連合会事務局

平成27年度も会員の加入促進を協力を推進する。単位クラブの増を図る。→平成21年度から三原地域老人クラブが発足

・町老連スポーツ大会

区 分	時 期	会 場	備 考
ペタンク大会	5～6月	三島運動公園	
クロリティー大会	5～6月	すこやかセンター	
グランドゴルフ	9月頃	三島運動公園：野球場	

・町老連運動会～9月10月頃（川本小学校体育館）

・町老連文化展～10月頃

・坂町交流～10月（26年度は坂町において開催予定）

・高齢者セミナーへの参加

・若手・女性リーダー育成

・大田圏域健康長寿しまね推進会への事業協力（ぐるっと三瓶くにびきウォーク等）

・坂町交流グランドゴルフ



老連文化展



老連スポーツ大会



昨年開催された坂町との交流グランドゴルフ大会(坂町)

- イ) 川本町人材センター事務局
- ウ) 川本町ボランティア会事務局
- エ) ヘルプひまわり会活動支援
 - ・ 食生活改善事業
 - ・ 入所施設等ボランティア
 - ・ 軽度生活援助有償ボランティア

③相談事業

- ア) 心配ごと相談所の常設（平日毎日受付）
- イ) 法律相談紹介
- ウ) 特設人権相談（川本町人権擁護委員協議会）～年4回

④生活資金等の融資事業

- ア) 生活福祉資金（島根県社協）
 - 生活資金・福祉資金・修学資金
- イ) 緊急小口資金（島根県社協）
 - ・ 貸し付け限度額～100,000円以内
 - ・ 利率～年3%
 - ・ 連帯保証人～不要
- ウ) 川本町社会福祉融金
 - ・ 生活資金～貸し付け限度額は50,000円以内
無利子
要連帯保証人
 - ・ 葬儀資金～貸し付け限度額は500,000円以内
無利子
要連帯保証人（講長）
- エ) 高額療養費
 - ・ 対象者～国民健康保険の被保険者世帯
 - ・ 1回の貸し出し限度額～700,000円

⑤ 葬儀用品の斡旋取り扱い

(6) 川本町社会福祉協議会の発展強化

理事会・評議員会等

理事会（理事 13 名）、評議員会（評議員 28 名）、理事部会（福祉部会員 5 名、総務企画部会員 5 名）、監査会（監事 2 名）

5 月＝監査会～平成 26 年度事業、財務の状況監査

5 月＝事業報告、決算等

6 月＝会長・副会長の互選

9 月＝補正予算等

12 月＝福祉部会→歳末配分
規則改正、補正予算等

3 月＝補正予算、事業計画、当初予算他

会員制度の充実強化

川本町の住民の方全員が会員です。会員の皆様には会費を納入して頂きます。社協会長は会員に対し、②の事項について報告します。

又、川本町出身者で賛同して頂ける方には、特別会員に登録し、本会の機関紙をお送りして、社協のファンづくりを行います。

① 社協会費

ア) 一般会員（一世帯当たり）年額 1, 200 円

イ) 賛助会員（一人当たり）年額 1, 000 円

ウ) 団体会員（一団体当たり）年額 5, 000 円

エ) 特別会員（一口当たり）年額 10, 000 円

② 報告等

ア) 各年度の予算・決算、事業の計画及び報告

イ) 社協の発行する社会福祉関係資料その他の資料の配付

ウ) 社協の実施する各種調査の結果報告

エ) 社協の実施する大会、講習会、研修会等の参加案内

サービス評価と情報開示の推進

財政基盤の強化

① 会員制度の充実

ア) 一般会員（各世帯）

- イ) 賛助会員（団体役員、学識経験者及びその他の個人）
- ウ) 団体会員（社会福祉関係機関、団体、民協、施設等）
- エ) 特別会員（篤志家、会社、団体等）

② 共同募金配分金の効果的活用

社協だより、HPにより周知し、使途の透明性を確保します。

○ 歳末たすけあい配分

平成18年度から知的障がい者、重度身体障がい者・児で在宅更生中の者には、Aコープと川本町商工会の商品券を、満75歳以上（今年度から72歳以上の経過措置有）の独居高齢者には年越し蕎麦をお届けしており、現金による配分は特に介護を要する一部の方に限定しました。

- ア) 配分委員会（理事福祉部会）の設置及び配分金使途の明確化
 - ・ 配分委員会の設置による効果的な配分

○ 赤い羽根一般募金

- イ) 地域福祉活動財源への積極的投入

- ・ 老人クラブ活動助成
- ・ 地域敬老祝い事業助成
- ・ 障がい者団体支援（障がい者福祉協議会）（手をつなぐ育成会）
- ・ 児童青少年福祉活動助成～一泊研修、青少年健全育成協議会、

青少年健全育成事業

- ・ 福祉育成援助活動費助成、ヘルプひまわり会、社協だより発行（年4回：共募特別号含む）、ひとり暮らしの会、福祉活動協力員事業、悠々大学（高齢者大学）
- ・ ボランティア会助成
- ・ 歳末配分金事業他

③ 助成金、補助金の積極的活用

高齢者等が行う健康・生きがいづくり活動及び高齢者を含む地域住民が行う地域活動に積極的に取り組み、活力ある地域づくりを促進するため「しまねいきいきファンド事業助成金」等を活用する。→平成18年度から老人クラブ単位クラブも助成の対象となり、高齢者の健康と生きがいづくりに多くが配分されている。

④ 収益事業等による財源の確保

- ア) ・ 川本町音楽芸能祭への協力
 - ・ 社協独自のチャリティーイベント（グランドゴルフ・ゴルフ等）
- イ) 葬儀用品販売事業